

カナダ - 小麦の輸出および輸入穀物の取扱いに関連する措置

(パネル報告 WT/DS276/R、提出日 2004 年 4 月 6 日)

(上級委員会報告 WT/DS276/AB/R、提出日 2004 年 8 月 30 日 採択日 2004 年 9 月 27 日)

平 覚

. 事実の概要

1. 問題となった措置

本件では、全く異なる 2 つの措置が問題となった。第 1 は、カナダの小麦輸出に関する措置であり、第 2 は、カナダへ輸入された穀物の取扱いに関する措置である。

第 1 の措置は、カナダ小麦委員会 (Canadian Wheat Board : CWB) による輸出制度 (以下、「CWB 輸出制度」と呼ぶ。) で、次の 3 つの要素から構成される (Canada-Measures Relating to Exports of Wheat and Treatment of Imported Grain, Panel Report, WT/DS276/R, 6 April 2004, paras. 6.12-6.16. 以下ではパラグラフ番号のみを表記する。)

CWB の法的枠組み

カナダによる CWB への排他的かつ特別の権限の供与

CWB の小麦輸出を含む購入および販売に関するカナダおよび CWB の行為

上記 の要素は、CWB の基本規定であるカナダ小麦委員会法から構成される。上記 の要素は、カナダ政府が CWB に供与した多数の特権を含むが、特に本件で問題とされた特権は次のものである。

- (i) 輸出および国内における人による消費のために西カナダ産小麦を購入および販売する排他的権利
- (ii) 輸出および国内における人による消費に向けられる西カナダ産小麦に支払われる頭金 (initial price)¹を、政府の承認を条件として設定する権利
- (iii) 西カナダ産小麦の生産者に支払われる頭金の政府保証
- (iv) CWB 借款の政府保証

(v) 外国購入者に対する CWB の一定の信用販売の政府保証

さらに、上記の要素は、次のようなカナダ政府の行為と CWB の行為に区分される。カナダ政府の行為は、(1) CWB を監督する権限の行使を怠った（と主張される）こと、(2) CWB の借款計画の承認と CWB の借款および信用販売の保証、ならびに (3) 西カナダ産小麦の生産者に支払われる頭金の承認と保証、である。また、CWB の行為は、差別的または非商業的条件に基づく（と主張される）輸出用小麦の購入および販売である。

米国は、以上のような諸要素が一体となって構成される「CWB 輸出制度」が 1994 年 GATT17 条 1 項に違反すると主張した。

第 2 の措置は、カナダの穀物倉庫への輸入穀物の搬入に関する取扱いとカナダの鉄道輸送体系における輸入穀物の取扱いに関わる次の 4 つの措置から構成される (6.152-6.154)。すなわち、に関するものとしては、

(a) カナダの穀物倉庫への外国産穀物の搬入に関するカナダ穀物法 57 条

(c)

(b) カナダの移転用倉庫(transfer elevators)における一定の穀物の混合に関するカナダ穀物規則 56 条(1)

であり、これらの措置は、外国産穀物の穀物倉庫への搬出入につき許可制を導入し、また、国産穀物との混合を禁止するものである。

さらに、に関するものとしては、

(c) カナダ運輸法で特定された個別の輸送を目的として行われる西カナダ産穀物の輸送について特定の鉄道会社に支払われる収入に上限を課す同法 150 条(1) および (2)

(d) 穀物生産者が穀物倉庫に穀物を受領しまたは荷受人に穀物を輸送するため鉄道車両を申請することを許可するカナダ穀物法 87 条

である。(c) の措置は、国産穀物の輸送に際して鉄道会社を得る収入に対しては上限を設けながら、外国産穀物の輸送に際してはそのような上限を設けないというものであり、また、(d) の措置は、政府所有の鉄道車両の配分について輸入穀物よりも国産穀物を優遇するというものである。

米国は、以上のような輸入穀物の取扱いに関するカナダの措置が 1994 年 GATT3 条 4 項および貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs 協定) 2

条に違反すると主張した。

2. 手続的経緯

本件の措置については、2003年3月および7月に相次いで2つのパネル（以下、必要に応じて3月パネルと7月パネルと呼ぶ。）が設置された。その手続的経緯は次のようなものである。

2003年5月13日、3月パネルの構成が確定した翌日、カナダが3月パネルに対して当事国による第1回の意見書の提出期日の前までに2つの先決的問題について裁定するように要請した。ひとつは米国のパネル設置要請のDSU6.2条との適合性問題であり、他は独占または商業的に重要な秘密情報の保護に関する追加的手続のカナダによる提案についてであった。3月パネルは、6月13日にこれらの先決的問題の審理に対する第3国参加手続を決定した後、6月25日にこれら2つの先決問題について裁定を下した。パネルは、第1に「厳格に秘密とされる情報の保護のための追加的作業手続」を採択し(6.9)、第2に「DSU6.2条に基づくパネルの管轄権に関する先決的裁定」を下した(1.8)。後者によってパネルは、カナダの主張を認め、米国によるパネル設置要請の一部がDSU6.2条の要件を満たしておらず、それゆえGATT17条に基づく米国の請求の本案については審理を差し控えることを宣言した。しかし、同時にパネルは、本件紛争の公平で迅速かつ実効的な解決を促進するという観点から、米国が新たなパネル設置要請を行い、紛争当事国がDSBにおいて新たなパネルの設置に同意するという可能性を示唆した(6.10, para. 65)。これを受けて、米国は、3月パネルの検討を7月31日まで停止することを申立て、認容された。そして、6月30日に、米国は新たなパネルの設置を要請し、DSBは7月11日に第2のパネル、すなわち7月パネルの設置を決定した(6.11)。その後、紛争当事国の双方は、2つのパネルが別個の報告書を提出するのを望まず、2つのパネルは、単一の報告書の形式で2つのパネル報告書を提出することを決定した(6.2)。なお、本件手続の時系列は次のようである。

2002年12月17日	米国がカナダに協議要請
2003年1月31日	2国間協議実施、合意に至らず
2003年3月6日	米国がパネルの設置を要請

2003年3月31日	DSB がパネルの設置を決定（以下必要に応じて「3月パネル」と呼ぶ。）
2003年4月7日	カナダが米国のパネル設置要請の DSU6.2 条適合性について米国に書簡を送付（米国は回答せず）
2003年5月12日	パネルの構成が確定
2003年5月13日	カナダが2件の先決的意見書 (preliminary submissions) をパネルに提出
2003年6月6日	パネルが先決的問題に関する口頭弁論を開催
2003年6月25日	パネルが先決的裁定を下す
2003年6月30日	米国が2度目のパネル設置要請
2003年7月11日	DSB が2度目のパネル設置を決定（以下必要に応じて「7月パネル」と呼ぶ。）3月パネルの構成と同じ構成で7月パネルの構成が確定、さらに3月パネルと7月パネルの手続を調整し、併合することを決定
2003年12月22日	パネルが中間報告書を当事国に提示
2004年2月10日	パネルが最終報告書を当事国に提示
2004年4月6日	パネル報告書がWTO加盟国に配布される
2004年6月1日	米国がDSBに上訴意思を通報
2004年8月30日	上級委員会報告がWTO加盟国に配布される
2004年9月27日	DSB が上級委員会報告と修正されたパネル報告を採択

・ 主要な論点に関する当事国の主張とパネル・上級委員会の報告要旨

論点 A. 先決的問題：米国のパネル設置要請の DSU6.2 条との適合性²

1. 申立国（カナダ）の主張

パネル設置要請に述べられた 1994 年 GATT17 条に基づく米国の請求は、少なくとも次の 3 点で DSU6.2 条の要件を満たしていない。第 1 に、17 条の請求は「問題となっている特定の措置を明示」していない (6.10, para. 8)。第 2 に、米国のパネル設置要請は、いかなる法令または措置 (laws, regulations and actions) が 17 条 1 項(b)号の 2 つの義務のいずれの義務に違反しているの

かを明らかにしていない (Id., para. 9)。第 3 に、米国のパネル設置要請は、問題を明確に提示するために十分な、申立ての法的根拠についての簡潔な要約を含んでいない (Id., para. 10)。したがって、パネルは、本件請求について管轄権を行使すべきではない (Id., para. 2)。

2. 被申立国（米国）の主張

カナダの主張は根拠がなく、パネルは自国に有利な先決的裁定を求めるカナダの要請を却下すべきである (Id., para. 3)。上記カナダの主張の第 1 の点について、「法令および措置」という文言を解釈しようとする人は誰でも米国のパネル設置要請のその直前のパラグラフに注目するであろう。それが、問題となっている特定の措置を明示している (Id., para. 11)。第 2 の点について、米国のパネル設置要請は、17 条 1 項(b)号に含まれる 2 つの義務を引用している。なぜなら、カナダの措置はこれら 2 つの義務の双方に不適合であるからである (Id., para. 12)。第 3 の点について、米国のパネル設置要請は、単に問題となっている措置が不適合と主張される WTO 協定の規定を列挙するだけで DSU6.2 条の要件を満たしうる。6.2 条にはパネルの設置要請がある請求を支持するための法的な主張の要約を含むべきとする要件はなんら存在しない (Id., para. 13)。

3. パネルの判断

米国が関連する法令を名称、採択の日付等によって特定しなかったという事実は、必ずしも当該パネル設置要請を 6.2 条に不適合とするものではない (Id., para. 19)。一般的に適用される措置が名称によって明確に明示されない場合には、パネル設置要請それ自体において、問題となっている正確な措置を実効的に明示する十分な情報が提供されなければならない。パネル設置要請の中に十分な情報が提供されているかどうかは、当該の提供された情報が 6.2 条の目的、とくにデュープロセスの目的に適い、かつ問題となっている措置の種類を含めて各事案毎の特別の事情に依存する (Id., para. 20)。米国のパネル設置要請は、米国が異議を申し立てている法令の特定、数および内容について相当な不確実性を生じており、問題となっている特定の措置を確定するための十分な情報を提供しておらず、とくに 6.2 条に内在的なデュープロセスの目的を達成していない (Id., para. 24)。申立国がパネル設置要請の起

草を支配する当事国としてパネル設置要請における正確さのいかなる欠如についても危険負担を負うべきであるというのは 6.2 条に内在的なデュープロセスの目的のコロラリーである (Id., para. 25)。米国のパネル設置要請は、全体的に 17 条の請求において問題となっている法令の特定を十分には確保していない。とくに、本請求において問題となっている措置の特定は、正確な当該措置の特定に関して重大な不確実性を生じているため、不十分であり、それゆえカナダが意味のある方法で「その防御を準備し始める」その能力を侵害している。したがって、米国のパネル設置要請は、そこに述べられた 17 条の請求が「問題となっている特定の措置を明示」していないため、6.2 条に不適合であると結論する (Id., para. 28)。ただし、米国のパネル設置要請は、17 条 1 項(b)号の 2 つの義務を明示する際に、カナダ政府と CWB に言及することによって、本件の事実とこれら 2 つの義務を結びつけている。したがって、それは米国がこれら 2 つの義務に基づく違反請求を提起しようとしていたことについての十分な通知をカナダおよび第 3 国に提供するものである。17 条の請求の提起についてのこの側面は、米国のパネル設置要請が 6.2 条の要件を満たしていないと結論づけることを可能にするとは思わない (Id., para. 29)。さらに、本件のパネル設置要請は、問題となる関連規定を挙げ、そこに含まれる 2 つの異なる義務を明示し、上述のようにこれらの義務をカナダ政府および CWB の義務と関連づけている。米国の 17 条 1 項(b)号の請求の法的根拠のこのような要約は、本件の事情の下で問題を明確に提起するのに十分なものであり、この点でも 6.2 条の要件が満たされていないということとはできない (Id., para. 30)。米国のパネル設置要請は、米国の請求を記述していなければならないが、その請求を支持する主張を記述する必要はない。したがって、米国のパネル設置要請が問題となっている措置は 17 条 1 項(b)号に含まれる義務に違反するという結論を支持する主張を記述していないからといって、それが欠陥をもつとは考えない (Id., para. 31)。

論点 B. 米国のパネル設置要請に対するカナダの異議の適時性 (timeliness)

1. 申立国 (米国) の主張

カナダは、本件パネルの設置以前のいかなる時点でも、自国がパネル設置

要請には瑕疵があると考えていることを表明せず、パネルの設置後はじめてそのような異議を申し立てた。パネル設置要請に対するカナダの手続的異議申し立ては時宜を失っており、本件紛争の実質的問題の審査を妨げるべきではない (Id., para. 54)。

2. 被申立国 (カナダ) の主張

米国によるパネル設置要請の DSU6.2 条適合性問題についてのカナダの書簡による通知は、当該要請の「根拠を明確にしようとする誠実な努力」である。タイの H ビーム鋼事件における上級委員会は、「被申立当事国が申立当事国に対してパネル設置要請において提起された請求に関して、たとえ第 1 回の意見書の提出前であっても、よりいっそうの明確化を求めることを妨げるものは DSU には何ら存在しない。³」と述べている (Id., para. 56)。

3. パネルの判断

上記タイの H ビーム鋼事件における上級委員会の意見において示唆されたように、本件でカナダは「第 1 回の意見書の提出前」に、すなわち、当パネルが設置 (3 月 31 日) された直後 (4 月 7 日) に、米国のパネル設置要請における請求の明確化を求めた。その後、カナダは当パネルの構成の決定通知を受けて直ちに先決的裁定の要請を行った。カナダはパネルに対し可能な最も早い機会にその要請を通知し、また、パネルがその最も早い機会に、すなわち第 1 回の意見書の提出期日前に、裁定を下すよう要請した。この点に照らして、本件におけるカナダの行動は、カナダがパネルによる本件紛争の実質的問題の審理を妨げようとして「訴訟技術」を駆使したと結論づけることを正当化するものとは思われない (Id., para. 58)。米国のパネル設置要請における請求の明確化を求める 2003 年 4 月 7 日付けのカナダの書簡に対し、米国は何ら回答しなかった。カナダが米国に対して問題提起を行った際に、米国自身がカナダのこの問題提起になんら対処しようとせず (したがって、カナダが実効的に自国の防御権を行使するのに協力しようとせず)、他方で、米国が、カナダはパネルが設置される前に問題提起を行うべきで、(したがって、米国が、紛争を実効的かつ迅速に解決してもらおう自国の権利を行使するのに協力すべきで) あったと示唆することは矛盾である。両紛争当事国は、その紛争の解決のための努力において誠実に紛争解決手続に従う義務がある

(Id., para. 60)。カナダの先決的裁定の要請を、時宜を失しているという理由で却下すべきとする米国の主張を認容することはできない (Id., para. 64) ⁴。

4. 上訴国（米国）の主張

パネルは、パネル設置要請の適切さに対するカナダの先決的異議申立を、時宜を失して行われたという理由で却下しなかったことにより誤りを犯した (AB197)。本件において、カナダはより早期にその先決的異議申立を提起すべきであった。パネル設置要請が検討された DSB の会合がそのような異議申立のより早期の機会を提供した。パネルは、米国が 2003 年 4 月 7 日のカナダの書簡に回答しなかったという事実を不当に重視した (AB203)。

5. 被上訴国（カナダ）の主張

カナダはパネル設置要請が検討された DSB 会合において異議申立を行うべきであったという米国の主張には、なんら法的根拠がない。カナダの異議申立は時宜を得たものであった。なぜなら、それは、わずかにパネルの構成が決定された翌日の、その申立を決定する権限をもつ機関が設置された最も早い時期に提起されたからである (AB203)。

6. 上級委員会の判断

6.2 条に基づき提起された異議申立の適時性についての決定は、ケースバイケースで検討されねばならない。このことは、DSU の下で、個別の事件において生じ、明示的には規制されていない特別の状況を扱うための裁量権が、パネルに与えられていることと適合する。さらに、DSU12 条の下で、パネル手続の日程を設定するのはパネルであり、それゆえ、各事件毎の特別の事情の下で異議申立が時宜を得て提起されているかどうかを決定する最も適切な立場にいるのはパネルである (AB206)。本件の特別な事情の下で、カナダの異議申立が時宜を失して提起されたわけではないという 3 月パネルの見解に同意する。カナダは、3 月パネルの構成が決定されたわずか 1 日後に異議申立書を提出した。この時点がカナダが異議申立を提起し、パネルの裁定を求めることができた「最も早期の可能な機会」であるという 3 月パネルの見解に、我々は誤りを認めない (AB207)。

論点 C. CWB 輸出制度の 1994 年 GATT17 条 1 項との適合性

論点 C-1. 17 条 1 項(a)号の下で国家貿易企業を設立しまたは維持する加盟国に課される義務の性質

1. 申立国（米国）の主張

17 条 1 項(a)号の下で加盟国に課される義務は、国家貿易企業がその購入または販売において一定の基準に従うことを確保する義務である (6.34)。米国は、17 条 1 項(a)号が「プロセスの義務」を含んでいるとは主張していない (6.35)。

2. 被申立国（カナダ）の主張

17 条 1 項は、加盟国がその約束を実施しなければならない特定の手段またはメカニズムを規定するものではなく、「結果」の義務を規定するものである (6.37)。

3. パネルの判断

17 条 1 項(a)号において、加盟国は自国の国家貿易企業がそこに規定された態様で行動することを正式に保証し、誓約し、または約束している。もし (a)号が加盟国に法的義務を課していないとすると、加盟国は私的な貿易業者による輸出入に影響を及ぼす政府の措置に対して 1994 年 GATT が課した規律を回避するため国家貿易企業を創設し、利用することができるであろう (6.39)。米国の主張をその全体において考慮すれば、米国は、加盟国が、自国の国家貿易企業が 17 条 1 項(a)号および (b)号の原則に従うことを確保するため常にかつ必然的に積極的な措置を執らなければならないとは主張していない (6.40)。したがって、本件の紛争を解決するためには、17 条 1 項(a)号が加盟国に対して自国の国家貿易企業が 17 条 1 項(a)号および (b)号の原則を遵守することを確保するため積極的な措置を執るように要求しているかどうかを決定する必要はなく、実際そうすることはしない。我々が解決する必要があり、かつ実際そうするのは、国家貿易企業が 17 条 1 項(a)号および (b)号の原則に反して行動することを「必然的にもたらす」措置を維持している加盟国が、17 条 1 項(a)号に含まれる約束を尊重していると言えるかどうかということである (6.41)。加盟国の国家貿易企業が 17 条 1 項(a)号または (b)号の原則

に従って行動していないか、または国家貿易企業がそのように行動しないであろうことが関連する事実および事情から明らかな場合には、このことにより、事実上、関係する加盟国は 17 条 1 項(a)号に含まれる約束に違反することになるというのは、17 条 1 項(a)号の文言から明らかであるように思われる (6.42)。

論点 C-2. 17 条 1 項(a)号における「民間貿易業者が行う輸入又は輸出についての政府の措置に関してこの協定に定める無差別待遇の一般原則」という文言の意味

1. 申立国（米国）の主張

最恵国待遇原則だけでなく内国民待遇含む。輸出に従事する国家貿易企業については、(i) 異なる輸出市場間での販売条件の差別、および(ii) 一方で輸出市場と他方で当該国家貿易企業を設立しまたは維持する加盟国の国内市場間での販売条件の差別がこの「一般原則」に違反する (6.45)。

2. 被申立国（カナダ）の主張

最恵国待遇原則だけで内国民待遇原則を含まない (6.47)。

3. パネルの判断

最恵国待遇原則を含むという両当事国の見解を受諾する (6.48)。しかし、内国民待遇を含むかという問題を解決することは、我々が米国の請求を処理するにあたって影響を及ぼさないので、この問題について我々の立場を表明する必要はない。(6.50)

論点 C-3. 17 条 1 項の(a)号と (b)号の関係

1. 申立国（米国）の主張

(a)号および (b)号は相互に関連し、両者を合わせて解釈しなければならないが、それにもかかわらず、両者は異なる法的義務を含んでいる。(b)号の下で要求される行為を行わないことは 17 条 1 項の違反を構成する (6.52)。

2. 被申立国（カナダ）の主張

その明示的な文言により、17 条 1 項の(b)号は、(a)号から独立した義務を

創設するものではない。実質的な義務は(a)号に規定され、(b)号ではない。(a)号が存在しなければ、(b)号は加盟国に義務を課すことはない。(b)号の役割は、(a)号に基づく義務を解釈し、かつ緩和することである(6.54)。17条1項違反を立証するために、米国は、第1に差別が存在すること、第2にその差別が商業的考慮に従ったものでないことを立証しなければならない。国家貿易企業が(b)号に規定された基準に合致して行動しなかったという証明は、それだけでは17条1項違反を立証するのに不十分である(6.57)。

3. パネルの判断

米国は、本件の事実に基づき、CWBによる差別的(と主張される)販売行為は、CWBが商業的考慮のみに従っては販売を行わないことの必然的結果であると主張する。したがって、米国が、CWB輸出制度はCWBが商業的考慮のみに従っては販売を行わないという結果を必然的にもたらすということを実証することに成功すれば、本件は、国家貿易企業が17条1項(b)号の原則に反して行動していることだけを立証することにより、17条1項違反が成立するかという解釈問題を提起するであろう(6.58)。パネルは、CWB輸出制度が、必然的にCWBは17条1項(b)号の原則に反する方法で販売を行うという結果をもたらすということに納得しない。それゆえ、パネルは上述の[(a)号と(b)号の関係という]解釈問題には立ち入らない(6.59)。

4. 上訴国(カナダ)の主張

(a)号は17条1項の「主要な義務」である。17条1項は「不可避的な内的ロジック」を持ち、それによれば、パネルは最初に「17条1項(a)号の下で差別的行為の存在を決定し」、「そのような行為の存在が認められる場合には、次にそのような行為が[(b)号の下で]商業的考慮に従っていないかどうかを決定しなければならない。」本件では、パネルは[(a)号および(b)号の]適正な関係を解釈することなく、17条1項(b)号の下でCWBの行為の「商業性」を検討する前に17条1項(a)号の意味での差別的行為の認定を行わなかったことにより、誤りを犯した(AB81)。

5. 被上訴国(米国)の主張

17条1項の文言には、(a)号および(b)号のそれぞれに規定された義務の間に「階層」を設定するものは何も存在しない。(b)号の要件のいずれかの違反

または (a)号の違反は、17 条 1 項違反を成立させる。(a)号の差別待遇の一般的禁止は、貿易障壁の一つに対処するものであり、(b)号は、国家貿易企業が創出する多様な障壁に対処するため国家貿易企業の行動に追加的な制約を賦課するものと理解される (AB82)。パネルに提起した米国の主張は、国家貿易企業が商業的考慮のみに従って販売を行わなければならないという (b)号の要件に注目するものである。したがって、パネルがそれ自身の分析をこの要件に向けるのは適正である (AB83)。

6. 上級委員会の判断

文言および関連する文脈の検討によれば、17 条 1 項の (a)号は無差別の義務を規定し、(b)号はその義務の範囲を明確化するものである (AB100)。したがって、国家貿易企業が 17 条 1 項に違反して行動したという主張に直面するパネルは、(a)号に基づきその主張の分析を開始する必要がある。なぜなら、17 条 1 項の主要な義務、すなわち「民間貿易業者が行う輸入または輸出についての政府の措置に関して [1994 年のガット] に定める無差別待遇の一般原則」に合致しない方法で行動しないという要件、を含むのはその規定であるからである。同時に、(a)号および (b)号の双方が無差別義務の範囲を確定するのであるから、パネルは、ほとんどの事案において双方の規定を適正に解釈し適用するまでは 17 条 1 項のいかなる違反認定も行う立場にはない (AB106)。さらに、国家貿易企業の行為の 17 条 1 項(b)号との適合性の分析を行う以前に、民間貿易業者が行う輸入または輸出についての政府の措置に関して 1994 年のガットに定める一般原則に合致しない差別を構成するものと主張されるいずれかの行為を確認しないことは、法的な誤りを構成する (AB112)。本件のパネルは、(b)号の下での分析に移る前に、(a)号の下で一応の (*prima facie*) 差別となりうる異なる待遇を確認している。また、いずれにしても、本件で (b)号の解釈を適用するに際してのパネルの検討は、パネルが (a)号および (b)号間の関係の解釈を最初に行い、かつ、CWB が (a)号の範囲内の一応の差別となりうるような輸出市場間の価格差別を行っていると明示的に認定していれば必要とされたであろう評価と本質的に同一のものである。したがって、パネルが 17 条 1 項の (a)号および (b)号の間の適正な関係を明示的に考慮せずに(b)号の適合性の審査に移ったとしても、その

ようなアプローチは我々の解釈に不整合なものではなく、誤りを認めない (AB124 and 125)。

論点 C-4. 17 条 1 項(b)号における「商業的考慮のみに従った購入または販売」

1. 申立国（米国）の主張

(b)号はその全体において解釈されなければならない。それは、輸出に従事する国家貿易企業が商業的考慮に従って行動し、かつ他の加盟国の企業に通常の商慣行に従って十分な競争機会を与えることを要求する。(b)号の前段は後段を無意味なものにすることはありえない。それゆえ、後段における「商業的考慮」の要件は、国家貿易企業がその特別かつ排他的な権限を商業的行為者の利益を害するように利用しないことを確保することが意図されているはずである (6.76)。

2. 被申立国（カナダ）の主張

国家貿易企業に与えられた特別の排他的な権限が国家貿易企業に民間の貿易業者よりも低い価格の設定を許容するならば、そのようにすることが商業的考慮に合致する。それはまさに同様の特権を持ついかなる私企業も行うことだからである。国家貿易企業がその競争上の優位性を無視するならば、それは非商業的に行動することになる (6.79)。

3. パネルの判断

国家貿易企業が本質的に「商業的行為者 (commercial actors)」ではないという事情は、「商業的考慮」の要件が国家貿易企業に「商業的」行為者のように行動させることを意図しているという結論を必ずしも導くものではない。実際、我々は、そのような事情がむしろ次のような異なった結論を導くべきであると考え。すなわち、商業的考慮の要件は、単に国家貿易企業が「政治的」行為者のように行動することを防止することを意図している。詳述すれば、「商業的行為者」は、ビジネス界に留まるために商業的（非政治的などの）考慮のみに従って購入または販売を行わなければならない。他方で、国家貿易企業は、本質的に「商業的行為者」ではないので、非商業的（政治的などの）考慮に従って購入または販売を行うことができ、なおビジネス界に留まることができる。まさにそれゆえに、国家貿易企業が商業的（非政治

的などの) 考慮のみに従って購入または販売を行うよう要求する必要があるのである。さもなければ、加盟国は、関連する GATT の義務を回避するために国家貿易企業を利用しようとすることができるであろう(6.94)。

4. 上訴国(米国)の主張

パネルの 6.94 の意見は、17 条 1 項(b)号前段の「商業的考慮」の文言の適正な意味に対応していない。「商業的考慮」とは、「商業的行為者によって経験される考慮」であり、商業的行為者とは「商業に従事し」、かつ「財政的見返りに関心を有する」行為者である。そのような行為者は、単に「非政治的な」考慮のみに基づいて行動するわけではない。国家貿易企業が商業的考慮のみに従って行動することを要求することによって、17 条 1 項(b)号は、国家貿易企業が商業的行為者の利益を害するようにその特権を利用することを防止しようとする (AB138)。

5. 上級委員会の判断

米国の上訴は、パネルが商業的考慮のみに従って販売を行う義務を「非政治的な」決定を行う義務と同等視したことにより誤りを犯したというものである。しかし、我々の見解によれば、米国はパネルの意見を誤解している (AB139)。

パネルは一貫して非商業的考慮を「政治的など」として言及しており、それによって、非商業的考慮の広がり (universe) が政治的考慮を含み、しかしそれに限定されないというパネルの明示的な立場を強化しているのである。したがって、[パネルの 6.94 の] 意見を文脈から理解すれば、パネルは、米国の主張が示唆するように (b)号前段を、国家貿易企業は「政治的」考慮によって動機付けられていない限り自らが望むどのような仕方でも行動する自由をもつことを意味する、とは解釈していない (AB142)。

「商業的考慮」という文言のパネルの解釈は、国家貿易企業の特定の行為が (b)号前段の要件に合致しているかどうかの決定が、ケースバイケースで行われ、かつ関連する市場の注意深い分析を含まなければならないことを必然的に意味している。このパネルのアプローチに誤りはない。そのような分析だけが、当該市場において行われる購入および販売について適正に「商業的」とみなされる考慮のタイプと範囲を明らかにし、また、そのような考慮

が市場における参加者の行動にどのように影響を及ぼすのかを明らかにする (AB144)。

さらに (a)号と (b)号の関係に関する我々の解釈は、(b)号の下で行われる分析の範囲が (a)号の原則によって規律されなければならないことを必然的に意味する。言い換えれば、国家貿易企業が商業的考慮のみに従って行動したかどうかを審査するパネルは、当該国家貿易企業が差別的行動に従事していると主張される市場に関してこの審査を行わなければならない。17 条 1 項の規律は、一定のタイプの差別的行動を防止することを目指している。この規定を国家貿易企業に対して包括的な競争法型の義務を課すものと解釈する根拠はない (AB145)。

論点 C-5. 17 条 1 項(b)号における「他の加盟国の企業」の意味

1. 申立国 (米国) の主張

17 条 1 項(b)号後段により、輸出に従事する国家貿易企業は、すべての企業に当該国家貿易企業の輸出販売に参加するために競争する十分な機会を与えなければならない。本件では、該当する企業は、CWB の小麦販売に参加するために競争するいかなる企業をも含み、CWB から小麦を購入するために競争する企業 (すなわち、小麦の買い手) と CWB と同じ市場で小麦を販売する企業 (すなわち、小麦の売り手) が含まれる (6.61)。

2. 被申立国 (カナダ) の主張

輸出に従事する国家貿易企業にとって、17 条 1 項(b)号後段に言及される「企業」とは、当該国家貿易企業が提供する産品を購入することに関心を持つ他の加盟国の企業をいう (6.63)。輸出に従事する国家貿易企業は、その競争相手に対して自社の販売に参加することを許可する必要はない (6.64)。

3. パネルの判断

輸出に従事する国家貿易企業によって販売のために提供された産品を購入することに関心を持つ企業が当該国家貿易企業の販売に「参加」するために競争するという考え方を受け入れることは困難ではない。他方で、輸出に従事する国家貿易企業と同じ産品を販売する企業が当該国家貿易企業の販売に「参加」するために競争するということは同じようには言えないと思われる。

実際にも、カナダが述べるように、そのような企業はさもなければ輸出に従事する国家貿易企業によって獲得されてしまうかもしれない販売を自らのために勝ち取ろうと望むという意味において通常国家貿易企業の販売を阻止しようとするであろう(6.69)。米国の見解を受け入れることはできない (6.72)。

4. 上訴国（米国）の主張

パネルは、「企業」という文言を、その通常の意味に従って、その文脈において、かつ、1994 年 GATT の目的に照らして、解釈していない。パネルは、17 条の規律の範囲を許容できない程度まで狭くした解釈を採用した。パネルの解釈を覆し、(b)号後段の「企業」という文言は、買い手と売り手の双方を含むものと認定すべきである (AB153)。

5. 上級委員会の判断

当該 [「企業」という] 文言の意味は、その文脈において、とくに「そのような [国家貿易企業の] 購入または販売に参加するために競争する」という文言の中で、検討されなければならない (AB155)。「そのような」購入および販売 (国家貿易企業に係る輸入または輸出取引) に参加するために競争する適当な機会を与えることという要件は、当該国家貿易企業の取引の相手方になる機会を指すものであって、取引への参加者として当該国家貿易企業に取って代わる機会を指すのではない。さもなければ、当該取引は、国家貿易企業を当事者として含まないのであるから、もはや 17 条 1 項(b)号後段の「そのような購入または販売」という文言によって表現された種類の取引ではなくなるであろう。したがって、その一方が売り手としての国家貿易企業である二当事者間の取引において (b)号後段の「企業」という文言は、もっぱら買い手だけを指している (AB157)。

論点 C-6. CWB 輸出制度の 17 条 1 項との適合性 (6.107)

1. 申立国（米国）の主張

CWB 輸出制度はまさにその構造上、CWB が 17 条 1 項(a) および (b)号に規定された基準のすべてに反して行動することを必然的なものとしている (6.20)。このことは、とくに次の 4 点による。第 1 に、CWB が享受する特権が、価格設定およびその他の販売条件に関して CWB に「商業的行為者」よ

りもより大きな柔軟性を与えている (6.110)。第 2 に、CWB の特権がもたらす価格設定の柔軟性により、CWB は (17 条 1 項(b)号の前段に反して)「非商業的な」販売条件を提供し、それゆえ、(同項(b)号の後段に反して)他の加盟国の「商業的」企業に対し適当な競争機会を否定することができる (6.111)。価格設定の柔軟性はまた、CWB が (17 条 1 項(a)号に反して)その販売において輸出市場間で、または自国市場と輸出市場の間で差別を行うことを可能にしている (Id.)。第 3 に、CWB の法的な任務および構造は、CWB に与えられた特権とともに、CWB がその販売の一部を「非商業的」に行うことによって市場間で差別を行うインセンティブを創出している(6.112)。第 4 に、カナダ政府は、CWB の輸出販売が 17 条 1 項(a) および (b)号の原則に適合することを確保するためのいかなる措置もとっていない (6.114)。

2. 非申立国 (カナダ) の主張

米国の主張の上記第 1 点について、米国は、CWB が実際に「商業的行為者」よりも、より大きな「価格設定の柔軟性 (pricing flexibility)」を持ち、より小さな程度で「市場リスクへ曝されている (exposure to market risk)」ことを証明するいかなる証拠も提出していない (6.115)。上記第 2 点について、理論上、CWB が商業的考慮に従わずに行動しうることに同意するが、そのような単なる可能性はカナダが 17 条の下での義務に違反していることを確定するものではない (6.116)。上記第 3 点について、米国は、CWB によるその特権の利用が必然的に CWB による 17 条 1 項違反の販売を帰結することを証明していない。また、CWB の法的任務は CWB の違反となるような輸出販売を必然的にもたらすものではない (6.117)。上記第 4 点について、カナダ政府は CWB の日常的な活動には介入していないが、CWB が 17 条 1 項に基づくカナダの義務に不適合に行動する場合には、カナダは法に基づき CWB の行動を命令することが可能である (6.119)。

3. パネルの判断

米国は、その主張による上記 4 点が全体として CWB 輸出制度による違法な輸出販売を「必然的にもたらす」と主張している。それゆえ、その主張が成功するためには、米国は少なくとも上記 4 点の主張のそれぞれを証明しなければならない (6.120)。米国の主張のうち上記第 1 点および第 2 点が証明

されたものと仮定して、上記第 3 点について検討する (6.121)。CWB がその法構造において、CWB が販売する穀物の生産者によって支配されていること、およびカナダ政府が CWB の日常的活動には介入しないことは、CWB に与えられた特権とともに、CWB が、もっぱら 17 条 1 項(b)号の文脈で我々が与えた意味で「商業的」な考慮のみに基づいては販売を行わないインセンティブを持つことを証明するものではない (6.122)。CWB の「法的任務」または目的は、カナダで生産された穀物の州際貿易および輸出貿易における秩序のある販売 (marketing in an orderly manner) である (6.125)。農産物の場合、秩序のある販売は、我々が理解するような「商業的考慮」に従ってのみ販売を行うことと矛盾するものではない (6.126)。同様に、世界市場における西カナダ産小麦の「販売促進」という目的は、ほとんど明らかに商業的性質の目的である (6.127)。小麦を販売するにあたって CWB の目的はそれ自身の利益を獲得することではない。しかし、この事実はそれだけで、CWB が商業的考慮のみに従って販売を行わないインセンティブを持つという結論を支持するものではない (6.133)。また、17 条 1 項には、CWB のような輸出に従事する国家貿易企業が、その販売活動が利益の最大化を目指すように構成されている場合にのみ「商業的考慮」の要件を満たしうることを示唆するものは何も存在しない (6.134)。したがって、我々は、CWB の法構造および任務が、CWB が享受する特権とともに、CWB が商業的考慮のみには従わずに販売を行うインセンティブを創出しているということに納得しない。米国が提出した実際の CWB の販売行動に関する事実についての証拠も他の結論を証明するものではない (6.146)。それゆえ、米国はその主張の上記第 3 の点について証明を行っていないと結論する(6.148)。米国がその主張の 4 点の 1 つについて証明をしていないので、我々はさらに、CWB 輸出制度が 17 条 1 項 (b)号の前段の原則および同項(a)号の原則に不適合な CWB による輸出販売を必然的にもたらすということを米国が証明していないという結論に到達する (6.149)。米国はまた、本件では、CWB が CWB から小麦を購入することに関心を有する他の加盟国の企業にその小麦販売に参加するために競争する適当な機会を与えていないということを主張してはいないし、そのような主張を支持するいかなる証拠も提出していない (6.150)。以上により、米国はカナ

ダが 17 条 1 項に基づく自国の義務に違反したことを証明していないと結論する (6.151)。

論点 D. カナダ穀物法 57 条(c) の 1994 年 GATT3 条 4 項との適合性⁵

1. 申立国 (米国) の主張

[同種の製品について] GATT3 条 4 項の適用上、カナダ穀物法 57 条(c) の適用対象である輸入製品および国内製品は同一のものであり、それゆえ「同種の製品」である (6.161)。

[国内の分配および / または輸送に関する措置について] カナダ穀物法 57 条(c) は、穀物の分配と輸送に関する法である。カナダ国内を輸送されるほとんどの穀物は、いずれかの地点で、カナダの穀物倉庫に搬入され、かつ / または、貯蔵され、したがって、GATT3 条 4 項に服する (6.168)。

[より不利な待遇について] 57 条(c) は、特別の許可を与えられない限り、外国産穀物の受入を禁止している。カナダ産穀物は、外国産穀物よりもはるかに負担の軽い要件を課された大量穀物取扱システム (bulk grain handling system) に服している (6.174)。

[GATT20 条(d)に基づくカナダの防御について] カナダ穀物法 57 条(c) は、外国産穀物の穀物倉庫への受入の全面的禁止に相当し、カナダの穀物法令や競争法の諸規定の遵守を確保するために必要な措置ではないし、また、米国はその必要性を立証していない (6.221)。

[SPS / GMO 問題に関するカナダの防御について] カナダ穀物法 57 条(c) は、SPS 問題に対処することを意図されているわけではない。カナダはすでにそのような問題に対処するための SPS 措置を導入している (6.244)。

2. 被申立国 (カナダ) の主張

[同種の製品について] カナダ穀物法上、必ずしもすべての種類の穀物が同種ではない。「同種の製品」をカテゴリーによって定義するのは十分ではなく、異なった最終用途や最終用途の性質を理由として一定の場合に穀物の等級や品種もまた考慮されなければならない。米国産穀物が原産地だけを理由としてカナダ産穀物と同種ではないとは主張していない (6.162)。

[国内の分配および / または輸送に関する措置について] カナダ穀物法 57

条(c) の許可要件がカナダを通過中の米国産穀物に影響を及ぼす限りで、それは GATT3 条 4 項およびパネルの付託事項の範囲外である (6.169)。

[より不利な待遇について] 米国は、カナダ穀物法 57 条(c) が米国産穀物の競争条件になんらかの影響を及ぼしているという自国の主張を支持するいかなる証拠も提出していない (6.178)。

[カナダの競争条件に影響を及ぼさないという抗弁について] カナダ穀物法 57 条(c) は、許可手続が負担をもたらすものではないなどの理由から、同種の国産穀物と比較した輸入穀物の競争条件に不利な影響を及ぼすものではない (6.188)。

[GATT20 条(d) に基づく防御について] カナダ穀物法 57 条(c) は、GATT20 条(d) に基づき正当化される (6.215)。同規定は、カナダ穀物法令、競争法、CWB 法令の諸規定の「きわめて高度な水準での遵守」を確保するために意図されている (6.220)。

[SPS / GMO 問題に関する防御について] 穀物倉庫への受入について事前の許可を要求するのは、穀物の輸入に関連して SPS 問題や遺伝子組み換え物質 (GMO) の問題が存在するような状況に対処するために必要である (6.243)。

3. パネルの判断

[同種の産品について] WTO の判例によれば、国内産品と輸入産品の間の待遇の相違がもっぱら産品の原産地にのみ基づく場合には、申立当事国は必ずしも特定の国際産品と輸入産品を確認し、物理的特性や最終用途などの伝統的な基準によってそれらの同種性を証明する必要はない。「同種の産品」の要件を充足するためには同種の国内産品と輸入産品が存在しうることを証明すれば十分である (6.164)。外国産穀物と同種の国産穀物はカナダ穀物法 57 条(c)に服さないことから、GATT3 条 4 項の「同種の産品」の要件は充足されている (6.167)。

[国内の分配および / または輸送に関する措置について] カナダ穀物法 57 条(c) は、カナダに「輸入された」産品に適用可能であり、実際に適用されている。それゆえ、同規定は、GATT3 条 4 項の規定に服する (6.173)。

[より不利な待遇について] GATT/WTO の判例は、同種の国内産品に比較

して輸入産品に追加的または特別の要件を賦課することは、より不利な待遇を構成するという見解を支持している。本件では、同種の国内産穀物には適用されない要件を外国産穀物に賦課することにより、57 条(c) は、その文言上、輸入穀物を同種の国内産穀物よりもより不利に扱っている。実際、輸入穀物が事前の許可がなければ倉庫に搬入され得ないという事実は、輸入穀物に対して同種の国内産穀物に利用可能な競争機会を否定するものである(6.185)。カナダ穀物委員会が受入を許可する裁量権をもつように見えるが、この裁量権の行使はカナダが輸入穀物をより不利に扱わないことを可能にするものではない。なぜなら、この裁量権の行使の態様がいかなるものであれ、輸入穀物の受入について許可を要求することが依然として必要とされているからである(6.186)。

[カナダの競争条件に影響を及ぼさないという抗弁について] 問題の要件が商業的および/または実質的な意味であまり大きな負担を課すものではないということは、それが同種の国内産穀物には課されていない追加的な要件であるという事実を変えるものではない(6.190)。

[GATT20 条(d) に基づく防御について] カナダは、カナダ穀物法 57 条(c) およびとくに同規定が課す許可要件が、カナダによって指摘されたカナダ穀物法令、競争法または CWB 法令の諸規定の遵守を確保するために必要であることを、我々に納得させなかった。我々は、例示としてカナダにとって合理的に利用可能で、カナダがこれらの諸規定の「極めて高い水準での遵守」を確保することを可能にする他の代替措置を確認した(6.241)。

[SPS / GMO 問題に関する防御について] カナダは、カナダ穀物法 57 条(c) が SPS 協定の意味での SPS 措置であるとは主張しなかった。したがって、57 条(c)を検討するに当たって SPS 協定の規定を考慮する必要はない(6.246)。さらに、カナダは、57 条(c) が遵守を確保しようとしていると確認したカナダ穀物法令、競争法および CWB 法令のいかなる諸規定も、SPS または GMO 問題について規制を行うことをカナダに要求しているとは主張しなかった(6.247)。

[カナダ穀物法 57 条(c) についての全般的結論] 我々は、GATT20 条(d) に基づく正当化についてのカナダの主張を認容することはできないので、57

条(c) に関する我々の全般的結論は、同規定がそれ自体で 1994 年 GATT3 条 4 項に不適合であるということである (6.252)。

論点 E. TRIMs 協定 2 条に基づく請求⁶

1. 申立国 (米国) の主張

カナダ穀物法 87 条は、TRIMs 協定 1 条の意味での物品の貿易に関連する投資措置である。87 条は、GATT3 条 4 項に不適合であり、それゆえ TRIMs 協定 2.1 条にも不適合である。さらに、87 条は、一定の利益を獲得するために国産穀物を使用するよう運送人に要求している点で、TRIMs 協定附属書の貿易関連措置の例示表 1(a) に該当する。カナダ産穀物とその購入者 / 販売者で、当該穀物を輸送するため鉄道輸送体制を利用するものは、87 条の下で、輸送コストの安い「政府鉄道車両」の獲得という形で一定の利益を得る。この利益は、外国産穀物ではなく国産穀物が輸送される場合にのみ獲得されるもので、附属書の例示表 1(a) に該当する (6.379)。

2. 被申立国 (カナダ) の主張

米国は、87 条が TRIMs 協定 1 条の意味での貿易関連投資措置であることを立証していない。さらに、87 条は附属書の例示表 1(a) に該当しない。87 条は、生産者用鉄道車両を獲得するためにカナダ産穀物の使用を要求していない (6.380)。

3. パネルの判断

米国は、87 条が GATT3 条 4 項に不適合であることを立証していない。したがって、たとえ 87 条が TRIMs 協定の意味での物品貿易に関連した投資措置とみなされうるとしても、米国は、87 条がそれ自体として TRIMs 協定 2 条 1 項不適合であることを立証していない。さらに、米国は、87 条が附属書の例示表 1(a) の意味で国内原産の産品または国内供給源からの産品の使用を要求するものであることを立証していない (6.381)。したがって、87 条がそれ自体として TRIMs 協定 2 条に不適合であるとする米国の請求を棄却する (6.382)。

．解説

1．手続上の論点

i. パネル設置要請の DSU6.2 条適合性問題

DSU6.2 条適合性審査については、米国のドイツ産炭素鋼相殺関税事件⁷の上級委員会報告が先例的価値を持つ。それによれば、DSU6.2 条は、2つの要件を含み、第1は、問題となっている特定の措置の確定であり、第2は、申立の法的根拠についての簡単な要約の提出である。これらの要件は、相手側当事国および第3国に申立の内容を通知するデュープロセスの要請に従うものであるとされる。本件の3月パネルもこの先例を引用し、それに従った判断を下している。

2．実体上の論点

i. GATT17 条による国家貿易企業の規律強化の可能性

a. 本件の背景

国際的な資源の最適配分を通じて世界全体の経済厚生を増大させようとする WTO の自由貿易体制は、貿易に従事する各企業がもっぱら商業的考慮に基づき投資、生産および価格に関する決定を行い、利益の最大化を達成する行動をとることを前提としている。しかし、国家が所有する、または経営を支配する企業にあっては、投資、生産および価格に関する決定が、必ずしも商業的目的だけではなく、政治的目的のために行われることがある。私企業にとって最も重要な商業的採算が、国家企業においてはしばしば「より重要な」政治的考慮によって犠牲にされるのである。このような「より重要な」政治的考慮には、非効率的な国内産業の保護による雇用の確保、輸出の促進、国内幼稚産業の保護、国内生産者の所得安定、国内価格の安定支持など、さまざまなものが含まれる。国家が、国家貿易企業を通じて貿易に従事し、商業的考慮よりも政治的考慮を優先させるとき、比較優位の原則に基づく自由貿易市場は歪曲されることになる。

1947 年 GATT の起草者は、「国家貿易企業」によるこのような行動を予

想し、GATT17 条に国家貿易企業の行動を規律するいくつかの規定を設けた。しかし、これらの規定は、国家貿易企業の実態から乖離し、実際に適用することはきわめて困難なものとして、旧 GATT 時代にはその実効性が疑問視されてきた。そのため、GATT17 条の規定が援用された事例は数が限られ⁸、1947 年 GATT における国家貿易の規律は必ずしも十分なものではなかった。

ところが、WTO 体制の成立以後、国家貿易の規律強化の必要性はとくに次の 2 点を理由として強く意識されるようになった。第 1 に、農業協定が成立したことにより、農業貿易の規律が強化されたにもかかわらず、多くの国家貿易企業が農業分野で活動し、農業協定の規律が迂回されていることである。第 2 に、国内経済体制において国家貿易企業がなお重要な役割を果たしている中国が WTO 加盟を達成し、移行経済体制下のロシアの WTO 加盟交渉も日程に上ってきていることである。とりわけ、上記第 1 点については、とくに本件との関連で、次のような事情が注目されよう。すなわち、1992 年～1995 年の時期に世界の小麦輸出における米国と EC のシェアは 50～60 パーセントを占めていたが、他方で世界の主要な輸出型国家貿易企業であるカナダとオーストラリアの小麦委員会（Wheat Boards）は 30 パーセント以上のシェアを占めるようになっていた。そのような中で、米国や EC は、自国の輸出補助金が農業協定の厳格な規律に服する一方で、カナダとオーストラリアの小麦委員会がその独占的地位を通じて競争歪曲的な行動をとりうることを懸念し、それらの行動を何らかの方法で規律する必要性を感じていた。カナダ小麦委員会の行動を GATT17 条で規律しようとした米国の本件提訴の背景には以上のような事情が存在したと言えよう。なお、本件で第 3 国参加をしたのは、オーストラリア、中国、EC、および台湾であったが、まさに国家貿易をめぐる主要関係国が一堂に会した感がある。

b. GATT17 条の解釈

本件の意義は、従来から必ずしも明確ではなかった GATT17 条の規定の解釈についていくつかの点を明確にしたことである。とくに最も注目される点は、上級委員会が 17 条 1 項の (a)号と (b)号の関係を明確にし、

(a)号の無差別義務の範囲は (b)号によって確定されるところである。しかも、その際に適用の順序の論理性を重視し、最初に (a)号の下で何らかの差別的行為を確認した上で、(b)号を適用して 17 条 1 項の違反認定を行わなければ法的な誤りを犯すことになる」と述べている (AB124)。もっとも、上級委員会は、本件のパネルが必ずしも明示的にこのような順序で解釈適用を行わなかったにもかかわらず、パネルのアプローチは、実質的に上級委員会の示したアプローチに従うものであると述べて、一定の寛容さも見せている。

第 2 に、上級委員会は、(b)号前段の「商業的考慮のみに従った購入または販売」の意味を、ある程度まで明らかにしたと言えよう。とりわけ上級委員会は、この文言が少なくとも国家貿易企業に対して包括的な競争法型の義務を課すものではないと述べており (AB145)、国家貿易企業がその特権的地位を利用して反競争的に行動しうることは容認しているように見える。さらに、上級委員会は、いわばマーケット・アプローチと呼びうる解釈を採用した。つまり、国家貿易企業が商業的考慮のみに従って行動したかどうかは、(a)号の下で確認される差別的行動が行われた関連市場の注意深い分析を通じてケースバイケースに決定されるところとした。しかし、このようなマーケット・アプローチが具体的な状況で実際にどのように適用されるのかは依然として不明確であり、したがって、上記で「ある程度まで明らかにした」と評したのはそのような意味においてである。

第 3 に、(b)号後段の「他の締約国の企業」の意味について、国家貿易企業を一方の当事者とする取引の相手方を指すことを明らかにした。したがって、本件のカナダ小麦委員会のような輸出型国家貿易企業については、取引の相手方の買い手企業であり、逆に輸入型の国家貿易企業については、取引の相手方の売り手企業になるとされた。(b)号後段の文言にある「競争性」を重視した解釈であり、支持できよう。

なお、本件では、(a)号の無差別原則の範囲について、最恵国待遇原則にとどまるのか、それとも内国民待遇原則まで含むのかについて当事国間に争いがあったが、パネルは、本件のカナダ小麦委員会が輸出型の国

家貿易企業であったために、もっぱら最恵国待遇原則だけが関連すると
して、この争点についての判断を回避した。

c. CWB 輸出制度の GATT17 条 1 項適合性

CWB 輸出制度の 17 条 1 項不適合を主張する米国は、次の 4 点をその
根拠とした。イ. 特権がもたらす柔軟性、ロ. その柔軟性による非商業的
行動、ハ. CWB の任務と構造および特権、ならびにニ. カナダ政府の不作
為。これに対し、パネルは、米国はこれら 4 つの根拠を一体として 17 条
1 項違反を主張しているものと理解し、そのため、米国には 4 つの根拠の
すべての立証を要求した (6.120)。その結果、実際、パネルは上記ハのみ
を審査し、結局、申立を棄却した。しかし、米国が、このようにこれら 4
つを一体のものとして主張していたかは必ずしも明確ではないように思
われる。論理的にも、これら 4 つの根拠のいずれか 1 つでも認められれ
ば、17 条 1 項不適合を認定できないわけではないように思われる。米国の
訴訟戦略の仕方によっては異なる結論が導かれたかもしれない。もっ
とも、これら 4 つの根拠は、国家貿易企業の存在そのものを支えるとみ
ることもでき、

これらのいずれか 1 つを根拠として 17 条 1 項不適合を認めることは、
国家貿易企業の存在を否定することになる可能性も無視できない。

d. 本件の日本への影響

日本も農産物については、葉たばこ、アヘン、米、小麦、大麦、乳製
品、および生糸を国家貿易品目として指定し、国家貿易活動を行っている。
しかし、日本の国家貿易は、もっぱら輸入型の国家貿易であるため、
輸出型国家貿易企業の行動に関する本件の意義はそれほど大きくはない。
もっとも、上記 で述べたように本件で明らかにされた 17 条(b)号後段の
「他の締約国の企業」の意味は、日本の輸入型の国家貿易企業について
は、取引相手の売り手企業を指すことが明確化したと言えよう。また、
仮に本件パネルが 17 条(a)号の「無差別原則」の範囲に内国民待遇原則が
含まれるという解釈を提示していれば輸入型国家貿易企業を維持する日
本にとっての意味は大きかったかもしれない。もっとも、この点につい
ては、起草経緯および規定の文言解釈により、内国民待遇原則は含まれ

ないという解釈が有力である⁹。なお、日本政府は、ウルグアイラウンドの農業交渉において、国家貿易企業を輸出型と輸入型に峻別し、前者の国際市場に与える悪影響が大きいとして、前者についてのみ規律強化を提案していた¹⁰。

3 . その後の経緯

DSB は 2004 年 9 月 27 日の会合で、上級委員会報告と同報告によって修正されたパネル報告を採択した。採択後の実施状況については情報未入手のため不明。

. 参考文献

William J. Davey, Article XVII GATT: An Overview, STATE TRADING IN THE TWENTY-FIRST CENTURY (THOMAS COTTIER & PETROS C. MAVROIDIS ED.) 1998.

平 覚「国家貿易と GATT」貿易と関税 38 巻 2 号、1990 年

¹ See n. 112.

² 米国のパネル設置要請には、CWB の輸出制度に関する 1994 年 GATT17 条に基づく請求のほか、外国産穀物の貯蔵と鉄道輸送に関する GATT3 条 4 項および TRIMs 協定 2 条の請求が含まれていた。カナダは、いずれの請求についても DSU6.2 条との適合性を問題として、3 月パネルに先決的判断を求めた。ここでは、以下 17 条の請求についての DSU6.2 条適合性問題のみを紹介する。なお、3 月パネルは、3 条 4 項および TRIMs 協定 2 条の請求については、DSU6.2 条適合性を認め、本案審理を可能と判断した(Id., paras. 46 and 52)。

³ Appellate Body Report, *Thailand – Anti-Dumping Duties on Angles, Shapes and Sections of Iron or Non-Alloy Steel and H-Beams from Poland* ("Thailand – H-Beams"), WT/DS122/AB/R, adopted 5 April 2001, para. 97.

⁴ パネルは、結果的に、カナダの先決的裁定の要請を認容し、17 条に基づく米国の請求の実質的な審理を差し控えると結論づけた(Id., para. 64)。しかし、パネルはさらに続けて、紛争解決のための DSU の柔軟性を指摘し、本件の当事国に開かれた選択肢には、米国が新たなパネル設置要請を行い、両当事国が DSB の会合で新たなパネルの設置に合意することが含まれると述べた(Id., para. 65)。このため、手続的経緯においてすでに述べたように、米国は 2003 年 7 月 21 日まで 3 月パネルの活動の停止を要請するとともに、6 月 30 日には新たなパネル設置要請を行い、これによって 7 月 11 日に DSB は、第二のパネル、すなわち 7 月パネルを設置するに至った(6.11)。

⁵ 本件では、カナダ穀物規則 56 条(1)の GATT3 条 4 項との適合性、カナダ運輸法 150 条(1)および(2)の GATT3 条 4 項との適合性、さらにカナダ穀物法 87 条の GATT3 条 4 項との適合性も論点となったが、本稿では省略する。なお、これらの論点の内、前 2 者については、いずれも GATT3 条 4 項との不適合が認定され、GATT20 条(d)によっても正当化されないと判示された(6.321 および 6.359)。しかし、上記の最後の論点については、米国は GATT3 条 4 項不適合の立証責任を果たしていないとされた(6.375)。

⁶ 米国は、カナダ穀物法 57 条(c)、カナダ穀物規則 56 条(1)、ならびにカナダ運輸法 150 条(1)および 150 条(2)についても TRIMs 協定 2 条との不適合を主張したが、すでにこれらの規定が GATT3 条 4 項に不適合であると認定したので、訴訟経済を行使し、TRIMs 協定 2 条に基づく米国の請求を審査しなかった(6.378)。そのため、ここでは、カナダ穀物法 87 条の TRIMs 協定適合性の論点のみを紹介する。

⁷ Appellate Body Report, *United States – Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany* ("US – Carbon Steel"), WT/DS213/AB/R and Corr.1, adopted 19 December 2002, paras. 125-127.

⁸ 1955 年のハイチのたばこ独占に関する事例および 1961 年のウルグアイによる日本など 9 カ国の国家貿易に対する申立事例の 2 件以後、ようやく 1984 年にカナダの外国投資審査法の運用の事例が登場し、1988 年には日本の農産物 12 品目の事例とカナダの州販売委員会によるアルコール飲料の輸入、分配および販売の事例が相次いで発生した。

⁹ 17 条 3 項は、国家貿易企業の運営がもたらす保護の水準を交渉することの重要性を「認める」ことを要求するものと解釈されているが、1 項によりすでに内国民待遇

が要求されているとすれば、そのような保護は本来許容されないことから、3 項の存在理由が否定されることになる。このような理由から、たとえば、ジャクソンは、1 項の無差別原則がもつばら最恵国待遇原則のみを意味すると結論づけている。

Jackson, *World Trade and Law of the GATT*, at 347(1969).

¹⁰ 「WTO 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー」

http://www.maff.go.jp/wto/wto_syousai_kokubou.pdf 参照。